

原 著

子どもの暴力に対する“環境づくり”と“治療論”に関する一考察 —児童福祉臨床における従来の取り組みと今日的な動向を概観して—

A study about “setting environments” and “therapeutic theory” for violent children
With general views of conventional practice and contemporary movements in clinical child welfare

八木 修司¹⁾, 樋口純一郎²⁾
高田 豊司³⁾, 中村 有生⁴⁾
森 歩夢⁵⁾

要約: 本研究は, “生活環境と治療空間”, “集団と個”といった両面から, 児童福祉臨床における「子どもの暴力」に対する援助のあり方を考察するものである。はじめに, 従来の取り組みと今日的な動向をそれぞれにまとめて概観する。従来は, 愛情に包まれた, 規則正しい生活環境自体が治療的と考えられ, 個別の治療には諸派の心理療法が実践されていた。しかし, 暴力の低年齢化や内容の重大化, 被虐待や発達障害など困難ケースが増加する昨今, 児童福祉施設では小規模ユニットケアや関係機関を巻き込む形での予防的システムの導入, 問題行動に特化した治療法や心理教育的なグループワークが実践されるようになってきている。次に, 児童養護施設の具体的な取り組みを報告し, 事例を検討しながら, 最後に総合的な考察を述べる。

Key Words: 子どもの暴力, 児童福祉, 生活環境と治療空間

I はじめに

かつては子どもにまつわるあらゆる相談にじっくり取り組んできた「児童福祉臨床」の世界も, ケースの多様化と時代のニーズに合わせて, 虐待や非行, 家庭内暴力などのいずれも「暴力」にまつわる困難で緊急を要するケースを一手に引き受け, 悪戦苦闘しているのが現状といえよう。

「子どもの暴力」にはもちろん個々に理解すべき背景はあるが, 暴力の根絶をめざして, ①どのようなルールを作っていくか, 生活環境を設定するか, 関係機関や社会資源を活用していくか等の「環境づくり」と, ②ど

のように子ども自身に問題意識を持たせるか, 解決を志向させるか, 具体的な改善策や予防策を学ばせるかなどの「治療」といった両側面, すなわち“集団と個”それぞれに対するアプローチを考えていくことが大切である。

本研究では, まず, 今までの取り組みについて, 次に今日的な動向についてまとめている。そして, 児童養護施設における事例をとおして, 児童福祉臨床における「子どもの暴力」に対しての“環境づくり”と“治療論”について, 一考察を行った。

II 従来の“生活環境”と“治療”

1. 留岡幸助の北海道家庭学校にはじまる児童福祉の精神と生活環境

1) 暴力をふるう子どもに対して

児童福祉における「子どもの暴力」の問題は(主に14歳未満), ①在宅で援助を行うのは, まずは学校や地域の相談機関, 特に暴力がエスカレートしている場合には児童相談所や少年サポートセンターなどの専門相談機関

2008年12月3日受付/2009年1月21日受理

1) Syuji YAGI

関西福祉大学 社会福祉学部

2) Jyunichirou HIGUCHI

神戸市こども家庭センター

3) Toyoshi TAKATA

社会福祉法人広畑学園

4) Yu NAKAMURA

兵庫県清水が丘学園

5) Ayumu MORI

社会福祉法人立正学園

が行う、②在宅での援助が難しい場合には児童自立支援施設で援助を行うことが多い(樋口, 2005)。

ここでは、②の「児童自立支援施設」での生活環境を概観することで、従来の子どもの暴力に対する“環境づくり”を示す。

2) 児童自立支援施設について

大正3年、留岡幸助が設立した北海道家庭学校が現在の児童自立支援施設の礎になったとされる。各都道府県などに設置されており、平成20年現在58箇所がある(相澤, 2002)。

留岡は非行少年を“家庭の愛情に恵まれず育った子ども”と捉え、“家庭的な愛情と教育を与える場として、拘禁施設を持たない開放的な一軒家で、夫婦が子どもたちと寝食を共にする”ことをその方針とした。この基本精神は、現在の児童自立支援施設でもしっかりと受け継がれているだろう(富田, 2006)。

3) 児童自立支援施設の生活環境

留岡の精神に基づき、1組の夫婦が子どもたちといっしょに生活して寮舎を運営する「夫婦小舎制」の上で、朝食、ラジオ体操、学習、昼食、農作業、スポーツやレクリエーション、掃除、夕食、自由時間や団欒、日記、就寝などの日課を、寮長や寮母、寮生たちと共に、時に笑い、時に喧嘩し、時に叱られ、時にいっしょに喜びあって生活している(富田, 2006)。

このような日々の働きかけが「環境療法」であり、生活丸ごとを“治療”として扱うことが彼らに必要であるとされた。

日本における児童自立支援施設の「環境療法」に触れたが、他の諸療法についても以下に簡略ではあるが触れておきたい。

2. 精神分析、行動療法、人間中心療法、家族療法などから見た「子どもの暴力」への理解と援助

1) 精神分析

精神分析の創始者Freudは「自我・イド・超自我」を基礎概念として、“罪障感(罪悪感)は犯行の結果ではなく、動機である”と述べている(井村ら, 1970)。つまり、通常理解では、罪障感とはなんらかの問題を起したあとに感じられるものではあるが、Freudは精神発達上でのエディプス期を経た人間に根源的にある罪障感が攻撃的な行動、暴力的な行動に表現されると理解している。

その後も精神分析的な観点から様々な理解がなされている。精神分析的な観点において不適応行動は、本能的衝動や不安の転換された表現として神経症症状や問題行

動として表現されるという理解であり、暴力や攻撃性というものも、本能的衝動や不安が抑圧された結果に表現されたものであると考えられる。従って、治療論についても意識化されていない本能的衝動や不安を意識化していくことが主題となる。また、超自我や自我の機能を重視したものもあり、非行の生起は、自己を統制する自我、行動の善悪にかかわる超自我が未熟であり、本能的衝動の発現が暴力という形で表現するものとして捉えている。

さらに、精神分析の観点から治療構造そのものについての提言もある。精神分析は本来面接室での個別の空間で行われる治療法であるが、生活場面での面接や施設の構造についての重要性が言われている。攻撃行動とは、正しい父性像がないために起こる問題として捉え、援助する者が父親代わりとなり、理想自我を育てることの必要性や、施設の構造そのものも治療構造として考え、生活場面の中で行われる面接を重視する立場もある。特別な個別の空間を用意しての分析的な面接だけで非行や暴力の問題に対処するには限界が有り、その暴力などが起こった場面での即時的なかわり、具体的な事柄を取り扱うかわりを行うことの必要性が言われている。

2) 行動療法

行動療法の技法では、嫌悪療法(レスポナント条件づけによる反応消去法)やシェイピング法(オペラント条件づけによる反応獲得法)などがある。嫌悪刺激による行動の改善は、一定の効果もあがるがその後の持続性がないことも報告されており、また暴力行為に対する懲罰的な意味合いもあるので、望ましくなく使用に関しては検討が必要である。シェイピング法も厳密に構造化されたものだけでなく、さまざまに汎用化され、現場では日常的に利用されているのが現状であろう。暴力行動がストレスや葛藤の解消としての方法として考えるならば、代替行動の学習としてその他の適応的な行動を教え、その結果として本人に望ましい条件の提示による強化を図るものであれば、日常的な生活場面で望ましい行動ができれば適切に褒めていくことや、構造化されたものであればトークン法を用いる場合もある。

3) 人間中心療法

パーソン・センタード・アプローチの視点からもさまざまな実践がなされている。この立場においては、「受容・共感・傾聴」に加えて、適切な制限や直面化が対象の内発的な気づきを促し、それによる問題行動の改善を図る。しかし、実際の非行臨床や暴力の問題を呈する子

どもに対して、本人の気持ちを受け止めるだけでは行動の改善を図ることは困難なときも多い。

児童相談所では従来、児童福祉司は実際の生活の行動について扱い、どちらかと言えば制限や直面化の役割を担い、児童心理司はその子どもの内面や主観に寄り添う役割を担うやり方が実施されている。これらは決して固定的に行われるものではなく柔軟に実施されるべきで、最終的には子どもの中で自分の暴力などの行動、それにまつわる結果と、内面的な問題や主観的なものが統合されることを目標として行われている。精神発達が未熟な子どもは単一的で極端な対象の捉え方であり、状況を総合的に振り返ることが難しいため、自分の行動や内面についても統合的に振り返ることが難しい。そのため、あえて場所や面接者を変えることにより、子どもの気持ちを切り替えて理解や内省を促すために有効な方法である。

パーソン・センタード・アプローチの観点は、それ以前は非行少年や暴力の問題を呈する子どもに対して指導的な対応のみで行われていた処遇に対して、新しい視点を加えたことの貢献は大きく、指導的なかわりと受容・共感的なアプローチの相補性の重要性は現在では多くの援助者が認める場所であると思われる。

4) 家族療法

家族療法やシステムズ・アプローチも暴力や攻撃性の理解についての貢献が大きい。家族療法の理論では、暴力の問題を起こす個人にだけ焦点を当てるのではなく、その家族や集団との関係性において問題行動を理解し、対応していく。

家族関係のアセスメントについては、「遊離家族」や「もつれ家族」などの家族の親密性についての概念があり、他にも家族の内外の境界、家族間の葛藤など様々な家族の状態を理解するために有効な概念が生み出された。

システムズ・アプローチにおけるひとつのシステムとその他のシステムとの関係性についての理解が必要であるという観点は、ある家族の地域との関係性、学校との関係性などの理解が援助には必須であるという当然のことの裏づけとなる。また、暴力を起こす子どもについて、家族だけでなく、学校や児童養護施設などその子どもが属する集団の中での関係性を理解することは、学校や施設での暴力問題の要因が子ども個人にのみあるのではなく、児童間や職員との関係性の中で起こるという理解の助けとなり、解決のために多くの示唆を与えてくれる。

3. 今日的な課題

非行の低年齢化、性加害や殺人未遂など事件内容も重大化しており、また被虐待児や発達障害児など資質的に困難なケースが増えている。施設職員のバーンアウトも深刻な問題になってきており、先に述べた児童自立支援施設では「夫婦小舎制」を維持することが難しく、代わって「職員交代制」や「寄宿舎制」が多くなってきている。これは、児童養護施設や通所型の相談機関にも同じことが言え、従来のやり方だけではなかなか難しいと実感しているのが現状といえる。

また、従来の治療論を振り返ってみると、実にさまざまな理論や技法を用いて取り組んでいることがわかる。しかし、裏を返せば、「子どもの暴力」に対する第一選択となるべき技法は確立されがたく、ともすれば、生活現場と心理治療場面に認識の解離が生じてかねないともいえる。

Ⅲ 今日の動向

さて、ここまで従来の取り組みを概観してきたわけだが、この章では、今日的な動向について、まとめた。

1. 「小規模ユニットケア」「安全委員会方式」など環境面へのアプローチ

1) 小規模ユニットケア

児童養護施設とは、親の死亡などにより家庭で養育することが困難となった2歳から18歳までの児童を保護し、養育する施設である（児童福祉法第41条）。近年では先に述べたような理由だけでなく、養育の不適切さなどいわゆる虐待を受けた子どもも保護し、養育する役割を担っている。そのような児童養護施設はその大半がほぼ満員の状態であり、一般的には大人数の子どもが生活空間を共にしている。しかしながら、子どもたちの養育に携わる職員は子ども6人に対して1人の割合でしか配置の義務がなく、大人側の目と手が十分に行き届かないために子どもどうしや職員との間でトラブルが生じやすい面があることは否めない。また、軽度から中度の知的障害、発達障害をもつ子どもの入所も増えており、ルール理解や共感の難しさから集団行動が難しく、かんしゃくやパニックなどで周囲と激しく衝突することも珍しくない。このように、年齢や発達特徴などさまざまな背景を持つ子どもたちがひとつの空間で生活していること自体トラブルの生じやすさをはらみ、それに対応する職員にも体罰など過剰なしつけが相次いで報告されるなど、「暴力への対応」は児童養護施設における大きな課

題となっている。

このような施設内暴力の問題は特定の施設だけでなかったことも含め、平成20年の国会には被措置児童虐待防止法案なるものが提出される予定もあった。これは平成12年に施行され、虐待行為を目撃した際に通告義務を課す児童虐待防止法案が、措置後の児童養護施設内においても適用されるものであり、ここからも施設内における暴力が大きな問題となっていることがわかる。また、政府は生活環境の改善を目的とした定員6名までの少人数ケアを推奨し、「地域小規模児童養護施設」や「小規模グループケア」の取り組みには補助金を付与してきたが、平成20年にはそれまで各施設1つずつしか設置が認められていなかったところを2つまで申請できるように変更し、その充実を図ろうとしている。さらに里親への手当（措置費）も倍額化されるなど、子どもへのよりよい養育をめざして少人数性による家庭的養護が取り組まれている。

しかしながら、このような法的整備が進む一方、現状はそれほど改善されたわけではない。厚生労働省の調査によれば、被措置児童のうち里親委託された児童はわずか6.4%であり（厚生労働省、2004）、近年でも10%未満とされている（西澤、2008）。また、児童養護施設の体制についての調査（WAMNET）によれば、その約7割が未だに大舎制であるほか、約半数近くの施設が取り組んでいる小規模グループケアでも衣食住はその本体である大舎制と共有している場合が多く、生活環境は大きく改善したとは言い難い。一方、地域小規模児童養護施設は全国で73カ所設置され、今後も更なる増設が予想されるが、その定員は6名であるため、そこに措置される児童は被措置児童全体の約1%に過ぎず、結局は大舎制という現在のケア体制において施設内暴力を含めた様々な問題に対応していかざるを得ない。

2) 安全委員会方式

このように児童養護施設における「子どもと暴力」には複雑な背景があるのだが、このような事態に対して現在ではいくつかの取り組みも行われており、それらについて簡単にではあるが紹介していきたい。「安全委員会方式」（田嶋、2005）は、措置後も続く暴力の連鎖をなんとか断ち切ろうとする児童養護への提案であり、それによれば児童養護施設における暴力は①職員から子どもへの暴力、②子どもから職員への暴力、③子ども間の暴力の3種類があり、それらは顕在的か潜在的かで2レベルに分けられる。これら“2レベル3種”の暴力は、

ある意味でそれぞれが抑止力となるなど密接に関連していることを指摘し、例えば職員から子どもへの暴力だけを禁じた場合には他の2つの暴力が激化する恐れがある。また、被虐待の影響で暴力をふるう子どもについても、仮に「こころの傷」がケアされて暴力をふるわなくなると、今度は他児から暴力を受ける現状にあると述べている。そのため、施設内暴力には個別対応では解決が難しく、必要に応じて児童相談所や学校など外部機関と連携し、定期的な聞き取り調査や暴力が生じた際の対応（①嚴重注意、②別室移動、③一時保護を依頼、④退所を依頼）を明示する必要性を述べている。また、生じた事件についてはその概要や結果を入所者全員に知らせることで、施設全体で「透明性」と「一貫性」を示す工夫にも触れている。

2. 「セカンド・ステップ」「CAP」などの心理教育やグループワーク、「認知行動療法」的な治療論

1) セカンド・ステップ

アメリカでは「子どもと暴力」の話題は大きな関心事のひとつであり、そこで開発されたプログラムのひとつにセカンド・ステップがある。セカンド・ステップでは、暴力など反社会的言動は社会的スキルの欠如が招くものとして理解し、適切なスキルを獲得することで社会的適応力を高めることを目的とし、具体的には劇や絵本のようなものを用いた導入を行い、設定された場面において自分の行動や気持ちを客観的に振り返る機会を設けることで、適切な行動についての学習を援助する。近年では日本でも幼稚園など低年齢の子どもを中心に組み込まれているほか（吉川・田中、2006）、児童養護施設での実践報告もいくつかあり、今後の動向が期待されている（河村、2001）。

2) CAPプログラム

また、既に日本で取り組まれているものにCAPプログラムがある。1978年に米国で開発され、日本には1985年に導入された（森田、1999）。参加者は講義ではなく、参加学習型のワークショップをして「子どもの権利」と「エンパワメント」の概念に触れ、その実践ためには「コミュニティ」の役割が重要であることを学ぶ。従来の考え方では、子どもは無力な存在であるが故に「危ない場所には近づくな」など、禁止や行動の規制が必要だと理解されてきたが、CAPでは子どもには危険を回避する力と回避する権利があり、それを育むことを目的としている。子どもへのアプローチより先に大人たちを対象としたワークショップに取り組むことも、その

基本理念を体現したものであろう。また、より効果的であるようにと対象となる子どもごとにアプローチの方法を工夫しており、「児童養護施設プログラム」も開発・実施されている（CAPセンターJAPAN, 2004）。

3) 認知行動療法

また、司法領域での暴力への対応を児童福祉の領域にも活かそうとする動きも見られる。司法領域、特に少年院では著しい暴力によって他者を傷つけた者に対し、再犯を防ぐことを目的とした取り組みが古くから行われてきた。藤岡（2006）によれば、彼らは“乗り越えておくべき情緒的・社会的課題が未達成であり、その根底には養育者との愛着関係が構築されにくかった場合が多く、その結果、他者との関係では気持ちのやりとりよりも衝動的な行動に訴えることが目立つ”ことを指摘している。そして暴力に至る過程には、意図の読み間違いや自尊感情の低さなど生育過程で培われた認知・感情・自己評価・対人関係の歪んだサイクルがあり、未熟さという意味も含めて“発達上のつまずき”として理解することができるのである。そして心理教育プログラムでは、加害行為への責任を負わせることや被害者への共感を育てることが目的となるが、実際には殴った相手の気持ちを想像させる以前に、自分が殴られたときの気持ちを鈍くさせている者が多いようである。そのため、まずは抑え込み、封印してきた自身の生々しい気持ちに気付くところから取り組む必要があるほか、適切な対人関係を構築するための社会的スキルを学ぶことも重要となるのである。しかしながら、暴力とは、ある意味で相手に自分の要求を伝える効果的な方法であるため、その方法は手放しにくく、代わる方法を学ぶことは容易ではないことも事実であろう。また、先に述べたような愛着に起因する場合にはある程度の効果も期待できるが、実際にはある程度の期間を拘禁して取り組まなければならないケースも多く、その取り組みによる効果は限界があることも忘れてはならない。司法領域において第一線の専門家として取り組んできた藤岡（先述）による“再犯防止教育など加害者へのアプローチは必要だが、新たな被害者を出さない対策は不可欠”との指摘は、暴力という問題がいかに深刻であり、またその解決が困難であるかを改めて考えさせられるものである。

IV 児童養護施設の事例

以下に、逸脱行動への支援をめぐる悪循環から暴言・暴力が問題となった小学生男児の事例を報告し、児童養

護施設におけるハード・ソフト面の対応の実際について報告する。なお、個人情報保護のため、事例には加筆・修正を加えている。

1. 事例概要

1) クライアント

A：小学校高学年（男）。軽度知的障害がある。

2) 主訴

実母からの身体的・心理的虐待を受け、幼少期から施設入所している。

3) 施設での様子、問題歴

幼児期：集団に合わせにくく、自己の興味・関心が先走り、保管されている玩具などを勝手に使用することが見られた。

学童期：低学年時より手伝い・当番等の日課のごまかしが見られ、施設の生活リズムに合わせにくい様子が見られた。そのため他児より不満が出るなど対人関係は不良で、からかい・ふざけなど不適切な注意の集め方と独り遊びが目立った。また女性職員や女子児童に対しても、ふざけて抱きつくなどの過剰な身体接触を求めるなどの行動も見られた。総じて他者を求める気持ちや職員へ甘えたい気持ちはあるものの、その不適切性から友人関係は希薄であった。

学習面では、しだいに遅れが目立ち、授業中立ち歩くなどの行動が見られた。施設職員が学校と連携し、見回りなどの対応を行って行動に改善が見られたが、個別での対応が必要ということから、小3時より特別支援学級に入級。しかし、学習に対する意欲は低く、宿題に時間がかかり、その後の日課も遅れがちであった。そのため、Aにとっては、もともと嫌いな日課を連続して行わなければならない状況であった。

小学校高学年となってから、他児の所有物を盗むなどの行動が目立つようになり、それに対する担当ケアワーカーの指導に対して反抗的な姿が見られた。担当ケアワーカーがそれらを制止すると手足が出るという状況であった。また他児との関係においても、ちょっとした口喧嘩で容易に手が出るが見られた。

セラピストが生活場面に入っている際、日課に合わせられず、担当ケアワーカーから指導を受けている場面に遭遇した。ふざけて逃げ回り、ひとしきり暴言があった後、うずくまっている状態であった。セラピストが生活場面面接を行うこととなり、はじめは顔を手の平で覆い、こちらを見ることができず、向き合えない状態のままであったが、徐々に自分の思いを語る事ができた。

題を短時間で終われるように支援し、十分な遊び時間を持って、次の日課にのぞめるようにこころがけた。これによって「早く遊ぶために、嫌な宿題を我慢する」というような目的性が見通しをもった行動も育てられるよう配慮した。

また、他の日課については、担当ケアワーカーと一緒にすることで本児が注目を得られ、認められる機会になるよう配慮した。ルールについても明確化し（例：必ず掃除をしてから食事をするなど）、なし崩し的に誤魔化しが通用するような状況を作らないこととした。暴言・暴力が出た場合、毅然とした対応を基本として、ルールの変更自体は決してしないこととした。

4) 支援をめぐる悪循環と暴言・暴力について

自分の行ったことを隠そうとしたり、認めようとしなかったりすることで担当ケアワーカーの対応が長時間にわたって問題を悪化させていることから、まず自分の口から正直に言えることを目標とした。言えた場合はそのことを認めつつ、「相手はどういう気持ちになったのか」「Aを信頼している人の気持ちはどうなるのか」など基本的なかわりを行うこととした。

4. その後の様子

具体的な援助を実施した約5ヵ月の間に、Aの行動に少しの変化が見られるようになった。

宿題に対する抵抗が減り、取り組みがスムーズになったこともあり、生活リズムの改善が見られた。日課等にも簡単な促しによって行動できるようになり、逆に認めてもらうことを期待して、声掛けなしで自分から取り組める時も見られるようになった。

問題行動が生じ、職員との話し合いを行った際の態度にも真剣さが見られるようになり、暴言・暴力などの反抗的な態度が沈静化した。自身の行動について、嘘によって誤魔化すことが減り、正直に職員に伝えてくることも見られた。結果、職員のAの言動に対する猜疑心も緩和した。

また、セラピストや担当ケアワーカーの送迎によって、下校途中の逸脱行動が抑制され、Aと担当ケアワーカーとの間で「怒る」以外のかかわりが増加するなどコミュニケーションの偏りが正常化された。その影響もあり、信頼関係が再構築され、Aの好きなこと（音楽や車に関すること）を通してのかかわりが増えた。

V 考察

1. 事例について

1) 生活と治療の狭間を埋めること

従来、心理士は個別なカウンセリングやプレイセラピーをすることだけに固執する傾向があったが、本事例では、「カンファレンス」や「登下校の送迎」を行ったのが特徴的だといえる。ケアワーカーとは立場の違う心理職が、ある局面においては積極的に生活場面に入り、違う見方や考え方を提供していくことも、広義での心理的援助といえる。

2) 協働

また、本事例では、セラピストが先導しながらも、多職種といっしょになって図1を作成したことも特徴的である。難しい専門用語で子どもの不可解な心理や行動を紐解くのではなく、日常的なことばで他職種とともに考えていくことは、担当ケアワーカーにとっても実感を伴う理解が生まれ、明日からの援助方針に対する強いモチベーションにつながったであろう。また、Aのライフストーリーから現状の問題を考えていくことは、援助者の視野の広がりや援助者自身の追い込まれた心情を少し和らげてくれるものとなったであろう。

3) 明確な見立てと援助方針の共有

そして、図1のように、心理学的見立てを具体的に図示し、それらの問題に対して具体的に誰がどう取り組んでいくかを、各職種が明確にできたことも、本事例の特色といえよう。

4) 子どもを取り巻く世界を視野に入れる

生活をともにするケアワーカーだからこそわかる生活上の出来事、因果関係を話し合えたことによって、本児の行動や思考のパターンや悪循環を考えていくのに、とても豊富な材料となった。

5) 明確な環境設定

Aは被虐待児童であり、軽度の知的障害を伴っている。虐待を受けた子どもたちは、安心・安全を得ると、これまでに身につけてしまった対人関係パターンから、試し行動や力での支配行動がよく見られる。叱られた際、頭では叱られている理屈はわかっているにもかかわらず、途端に情緒不安定に陥り、パニックを起こす子どもが多い。また、彼の知的な問題から、難しいルールや聴覚情報だけの指示、1回だけの指示というのは、理解が難しいであろう。

懲罰的になるのではなく、何度も行動の限界や結果を説明しながらかわれたことが、Aの変化につながった

一因だと思われる。

6) 修正的体験

Aの暴力を封じ込める策だけでなく、Aが求めていること、喜ぶことを実践している（学校の送迎や宿題についてやること）。もちろん、これは「愛着」の問題を抱えた被虐待児童の入所が増加する、今日的な児童養護施設の取り組み課題といえよう。

2. 総合考察

児童福祉施設に入所する暴力的な子どもたちの「個」の支援や治療について、また子どもたち全員が生活する「施設的环境づくり」の両面について述べる。

1) 子どもたちの「個」の支援・治療

上述したように、今日の児童福祉施設に入所する子どもたちは被虐待要件が高い。ここでは多く触れないが、都市部の情緒障害児短期治療施設では被虐待児童数が全体の70%~80%を超えている現状にある。子どもたちの暴力（衝動性の高さや自己コントロールの脆弱性が背景にある）から施設機能麻痺やいわゆる「施設崩壊状態」を経験した施設も少なくない。児童養護施設・児童自立支援施設とて大小の差はあるが、同じ状況を抱えているといえる。

さて、被虐待児童に共通していることは保護者との関係における愛着形成の歪みである。すなわち基本的な保護者との関係から安心・安全感を得られなかったという課題がその後の対人関係において大きな影を落としている。身体的かつ精神的な暴力性が家庭の中に蔓延して、そこで学習したことは支配するか支配されるかという単純な関係性である。平等や一貫性、普遍性といった一般社会でも通用する感覚が育たなかったのだろう。

子どもたちの「個」の支援・治療の要点は、まず安心できる大人との関係づくりである。施設においては担当ケアワーカーが中心になるが、従前はそのケアワーカーのこれまでの経験や熱意等の個人的要件にあまりにも委ねられていたといえよう。それでは個人差があり、施設内の職員間において葛藤が生じやすい。上述した事例のように、子ども一人ひとりのアセスメントを行い、それに沿った具体的な個別支援計画を策定することが大切である。その際に、被虐待から身についた行動についての手立てを十分に考えておくべきであろう。基本的には愛着形成の歪みの修正であるので、受容や共感的理解が中心となるが、不適切な行動に対しては毅然とした直面化も必要である。平等で一貫性のある生活ルールを順守させることが重要となる。場合に応じて、説諭・叱る・タ

イムアウト（他児童から生活を離す）等、段階に沿った指導があるが、これに関しても懲罰を前面に立てるのではなく、その期間が目標や達成感を味わえるような指導の工夫が必要である。

子どもたちには施設生活の目的を明確に伝える必要がある。本来は保護者の不適切な要件からのやむを得ない施設入所であるが、多くの子どもは「自分が悪かったから入所した」と思いやすい。そうした不安全感や自尊感情の低下が要因になり、フラストレーションから暴力に発展する可能性は高い。子ども一人ひとりに応じた目標や目的を考えていくが、職員サイドの要求では決してなく、子どもと職員の話し合いで決めたものでなくてはならない。子どもにとって自信を得るようなわかりやすい目標設定が必要であると考え。また、保護者の状況や家庭復帰のためのプログラムについて、子どもに説明することも必要である。自らの今後の道のりが多少でも見えてくるといえるのは、子どもにとって安心材料になる。児童福祉の領域でもインフォームド・コンセントは必要ではないかと考える。

2) 施設的环境づくり

事例についての考察で挙げた6点は、どれもが“環境づくり”の視点であるように思える。ここでは更に集約して2点に絞りたい。

①子どもたちの「個」の理解と「集団」でのあり方をアセスメントする、そしてかかわり修正する

特に被虐待児童の場合、児童福祉施設への入所前に児童相談所において、様々な診断がされている（社会診断、心理診断、行動診断、医学診断など）。これは施設でのアセスメントに有効に利用すべきである。この作業は施設内の一部の管理監督職で行うのではなく、子どもにかかわる全職員に行うべきだと考える。そこで子どもや家族をイメージして、入所後の支援や治療を組み立てるのである。そこから当該の子どもが誰に親和性を示し、誰と敵対的な関係になるかの予測も行う。こうしたシミュレーションは大切な作業である。また、当初予測したことと違う行動パターンを示す子どもたちもいる。これも当然であり、子どもとかかわりながら情報を共有して、支援や治療を柔軟に変更していく姿勢が問われる。

② 子どもたちも職員も疲弊しない“環境づくり”

職員集団が子どもたちの「個」の動きや子ども「集団」の動きが把握できていれば問題ないのであるが、施設は不規則勤務である。子どもたちの動きは数日間に変化する

ことは稀ではない。そうした変化に対応する工夫が児童福祉施設には問われる。形式的な会議よりは日々の引き継ぎ等や担当者間のこまやかな話し合いが重要である。暴力をふるう子ども個人を考えるだけにとどまらず、その集団や環境に対して、生活を見守る援助者どうしの協働は必須である。そのためにも、当面の見立て、役割分担、何か戦略的な手立てが必要となってくる。そうした各種の手立てや取り組みがコントロールタワーを担っている職員に集約されて、そこから組織的にぶれない支援や治療の方向性が示され、各職員が役割を理解しつつ業務にあたれば望ましい。ちなみにコントロールタワーを担う人は、各職員の目に見えない努力を十分把握している公正であり、やさしい眼差しの人であるのは当然である。

子どもたちの集団づくりに関しては、施設の中で目立たない、体力的にも心理的にも弱い子どもをどのように守るかが大切である。その子どもたちは暴力に関してもターゲットにされやすい。そこに暴力が向かう時は、児童集団のあり方が非常に危機であると理解してもらいたい。社会的な秩序を失った「児童福祉施設」は問題があり、危険をはらんでいると言える。しかし、そのときに考えてもらいたい要件がある。施設内の実態に蓋をしないで、外部の機関とも相談してもらいたいことである。被虐待児童の支援や治療は容易ではない。従って、単独の施設で抱え込まずに、協働で支援や治療していくという柔軟性を持ってもらいたい。被虐待児童は抛り所の家庭内で虐待を受けたのである。そのための支援や治療に関して、選択権もなく措置された児童福祉施設で、不適切なかかわりを受けると悲劇である。そういうことが決してないように、われわれも含めて「児童福祉臨床」に携わる専門職は精度高い業務に邁進したいと考えている。

このような取り組みは、何も最新の動きというわけでは全くなく、かつてから児童福祉臨床の世界では“現場感覚”で行われてきたことでもあろう。専門家であるならば、視野を大きく、何らかの意図をもってかかわり、柔軟に、かつ他職種とスクラムを組んで仕事をするのが、普遍的にいえる結論ではないだろうかと思う。

Ⅶ おわりに

地域や社会資源が異なれば、取り組みにも各々のユニークさがあることだと思う。児童福祉臨床に携わる専門家たちが互いに情報・意見交換し、「新しい」時代の

児童福祉臨床をともに考えていくことを願っているし、それが本研究の最大の目的である。

引用・参考文献

- 樋口純一郎（2005）：児童相談所の非行臨床 関西大学心理相談室紀要, 6, 7-18.
- 相澤孝予（2002）：児童自立支援施設 生島浩（編） ころの科学—非行臨床 日本評論社, 102, pp99-102.
- 富田拓（2006）：児童自立支援施設 生島浩（編） 現代のエスプリー—非行臨床の課題 至文堂, 462, pp150-159.
- Freud S（1923）：井村恒郎 小此木啓吾（訳）（1970）：フロイト著作集—自我とエス 人文書院, pp263-299.
- 廣井亮一（2006）：村尾泰弘（編） 現代のエスプリー—非行臨床の理論と実際 至文堂, 461, pp99-106.
- 廣井亮一（2008）：精神療法 少年犯罪・非行と精神療法・その1 金剛出版, 34（2）, pp164-170.
- 井上公大（1980）：非行臨床 実践のための基礎理論 創元社
- 村尾泰弘（2006）：村尾泰弘（編） 現代のエスプリー—非行臨床の理論と実際 至文堂, 461, pp89-98.
- 樋口純一郎（印刷中）：児童相談所の事例—家庭内暴力をふるう中学生男子のアセスメント 竹内健児（編） 心理検査のまとめ方・活かし方 金剛出版
- 社会福祉法人全国社会福協議会全国児童養護施設協議会（2005）：平成17・18年度 全国児童養護施設一覧
- 西澤哲（2008）：子ども虐待をめぐる社会の動向 子どもの虐待とネグレクト, 9（3）
- 厚生労働省（2004）：児童養護施設入所児童等調査結果の概要 厚生労働省ホームページ
- WAMNET（独立行政法人福祉医療機構）（2007）：平成17・18年度全国児童養護施設一覧
- 田嶋誠一（2005）：児童養護施設における児童間暴力問題の解決にむけて（その1） 心理臨床研究会
- 河村真理子（2001）：攻撃性をコントロールする力をどうつけるか 児童心理, 55（17）
- 吉川昌子・田中浩子（2006）：保育園へのセカンドステップ導入にむけて 中村学園大学短期大学部研究紀要
- 森田ゆり（1999）：子どもと暴力 岩波書店
- CAPセンターJAPAN（2004）：CAPへの招待解放出版社
- 藤岡淳子（2006）：性暴力の理解と治療教育 誠信書房
- 藤岡淳子（2001）：非行少年の加害と被害 誠信書房

